

議案第 22 号

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市職員の給与に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 49 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、職名の変更により職務の級を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 任命権者は、職務の級が6級に在級している者を部長（相当職を含む。）に昇任させた場合は、第1項の規定にかかわらず、12箇月の間は、7級に格付するものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）級別職務分類表

行政職給料表（1）級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1級	書記の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	部長の職務

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。